

『中世村落の文書と宮座』 正誤表

※ご指摘くださった富善一敏氏に感謝申し上げます。

○76頁 【史料2-1】 本文8～9行目

(誤) 但御年貢高七斗付、□於此田地ニ ↓ (正) 但御年貢高七斗付<sup>(訛)</sup>、於此田地ニ

○91頁 【史料2-4】 翻刻文1行目

(誤) 山添ノ手形之事 ↓ (正) 山添手形之事

○519頁 本文後ろから6～5行目

(誤)

第三条ではみだりに喧嘩をした場合、道理のある方へは米三斗を与え、道理のない方の米七斗を惣中に没収すること

(正)

第三条ではみだりに喧嘩をした場合、道理のある方から米三斗、道理のない方から米七斗を惣中に没収すること